

外部評価対象事業の選定方法について

1. 外部評価対象事業

「第2次十和田市総合計画 第1期実施計画事業」のうち、内部評価実施済みの145事業を対象とする(資料2参照)。

ただし、教育委員会が実施する事業は除く(資料2で灰色としている事業)。

※教育委員会の事業は、教育委員会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき評価を行っているため

2. 評価対象事業の選定方法

- ◆ 幅広い分野の事業を評価していただくため、総合計画実施計画の基本目標ごとに1事業を選定。(7事業)

※基本目標1は事業数が多いので、3事業を選定。

基本目標4は全て教育委員会の事業のため、選定対象外事業。

- ◆ 市による選定事業として、事業No.26 冬季観光の充実・強化(平成29年度地域再生計画認定事業)は外部評価の対象とする。

→外部評価対象事業は、委員選定事業7事業と市選定事業1事業をあわせた全8事業とする。

(参考)

過去の外部評価対象事業数

平成29年度 5事業

平成28年度 12事業